

箱根町省エネ家電買換え促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境への負荷の少ない省エネ家電製品への買換えの促進を図ることにより、町民の地球温暖化防止への意識啓発に寄与するとともに、電力、ガスその他のエネルギーの価格の高騰による家庭の費用負担を軽減するため、省エネ家電製品を購入した町民に対し、予算の範囲内で箱根町省エネ家電買換え促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、箱根町補助金等交付規則（平成16年箱根町規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「省エネ家電製品」とは、次に掲げる機器をいう。

- (1) 日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。次号及び第3号において同じ。）C9901に基づく省エネルギー基準達成率（目標年度を2027年度とするものに限る。）が100%以上であるエアコンディショナー
- (2) 日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率（目標年度を2026年度とするものに限る。）が100%以上であるテレビジョン受信機又はエネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号）3-3(1)の規定による多段階評価点が3.0以上であるテレビジョン受信機
- (3) 日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率（目標年度を2021年度とするものに限る。）が100%以上である電気冷蔵庫

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象とする者は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 町内に住所を有する世帯主であること。
- (2) 町税等の滞納がないこと。
- (3) 箱根町暴力団排除条例（平成23年箱根町条例第12号）第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 自らが居住する町内の住宅に設置しているエアコンディショナー、テレビジョン受信機又は電気冷蔵庫を省エネ家電製品（未使用のものに限る。）に交換するために、令和5年10月2日から令和6年2月10日までの間に購入し、かつ、設置する者であること。
- (5) この要綱により既に補助金の交付を受けていないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、省エネ家電製品に買い換えるために要する経費（設置工事及び配送に要する経費を含む。第4項において「補助対象経費」という。）の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、60,000円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 補助金の対象とする省エネ家電製品の台数は、1人につき3台を限度とする。

4 国、地方公共団体その他の団体が実施する同様の補助制度を併用する場合は、補助対象経費の額からその補助制度で受ける補助額を控除するものとする。

（補助金の事前審査）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次条第1項の補助金の交付申請をする前に箱根町省エネ家電買換え促進事業補助金交付事前審査書（第1号様式）を町長に提出するものとする。

2 前項の規定による提出があったときは、補助対象となるか否かについて、箱根町省エネ家電買換え促進事業補助金交付事前審査確認書（第2号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 前条第2項の規定により補助対象となるものとして通知を受けた者は、令和6年2月20日までに箱根町省エネ家電買換え促進事業補助金交付申請書兼請求書（第3号様式）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

(1) 箱根町省エネ家電買換え促進事業補助金交付事前審査確認書

(2) 省エネ家電製品を購入した際の領収書等（型番等の機種を特定できる記載があるものに限る。）の写し

(3) 製造者が発行した省エネ家電製品の保証書の写し

(4) 納品書又は配送伝票の写し（購入した家電製品を配送した場合に限る。）

(5) 特定家庭用機器廃棄物管理票の写し

(6) 補助金を受け取る金融機関の口座を確認することができる書類

(7) その他事業の内容を確認するために必要な書類

（補助金の交付決定等）

第7条 町長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは箱根町省エネ家電買換え促進事業補助金交付決定兼確定通知書（第4号様式）により、補助金の不交付を決定したときは箱根町省エネ家電買換え促進事業補助金不交付決定通知書（第5号様式）により当該申請を行った者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 8 条 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第 9 条 箱根町補助金等交付規則第 23 条第 1 項ただし書の町長が定める期間及び同項第 2 号の機械及び重要な器具で、町長が補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるものは、別表に掲げるとおりとする。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第9条関係）

財産の種類	期間
エアコンディショナー	5年
テレビジョン受信機	
電気冷蔵庫	